放射線防護基準「年1ミリシーベルト」遵守を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所の事故により広がった放射能汚染は、牛肉、茶、米、魚と広範囲にわたる食品汚染としてさらに深刻度が増している。そのような中、現在の食品の暫定規制値は極めて緩いものとなっており、年間最大17ミリシーベルトの被曝を許容する可能性がある。この暫定規制値の見直しの前段階として、食品安全委員会が策定した「食品中に含まれる放射性物質の食品健康影響評価(案)」が8月27日まで、パブリックコメントにかけられた。

しかし、この評価(案)は、「生涯被ばく量100ミリシーベルト未満については、現在の知見では健康影響の言及は困難」であることを理由にして、100ミリシーベルト以下の健康被害への影響が出ないかのような扱いとなっている。

さらに、生涯とは何年かの言及もなく評価をしており、これではリスク評価にさえもならない。年々被曝量が低下するというイメージ図を添付しているが、低下する具体的根拠を示していない。生涯100ミリシーベルトを、1年ごとに割り振ることはなく、事故直後の高い被曝を認めるものとなっている。これは、年1ミリシーベルトという現在の公衆の被曝限度を取り払ってしまうものである。さらに、食品安全委員会の担当者は、100ミリシーベルト以下は健康影響なしとして、直線閾値なしというICRPと日本政府の規制の基本的な概念をも「採用していない」と明言している。これは、現在の国内の放射線防護に関する規制を踏みにじるものである。統計の信頼性に問題があるとみずからが勝手に判断し結果的に、100ミリシーベルトを事実上閾値としてしまっている。

さらには、「小児に対してはより放射線の影響を受けやすい可能性がある」とリスクを指摘しつつ、小児に対する基準を示していない。評価(案)が出た直後の意見交換会で、検討を行ったワーキンググループの座長は、「生涯累積100mSvを守れば、子どもでも十分な安全が保てると考えている」という趣旨の発言をした。これでは、子どもや乳幼児が高い被曝を受けることを許容することになる。

よって、本市議会は、政府に対し、子どもたちの命と健康を守るため、食品に対する規制を緩和することなく、放射線防護基準「年1ミリシーベルト」を遵守することを求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成23年10月3日

三鷹市議会議長 白 鳥 孝